

能代市長 様

（申請者）

住 所 能代市上町1番3号

名 称 株式会社能代

代表者名 能代 太郎

能代市ふるさと特産品登録申請書

能代市ふるさと特産品に登録したいので、次のとおり申請します。

返礼品名	秋田こまち5kg
返礼品の内容 (PR等)	秋田県能代市産のあきたこまちです。 本場のおいしいあきたこまちを是非ご賞味ください。
提供価格 (梱包費及び 消費税を含む)	〇,〇〇〇円(梱包費・消費税込み)
返礼品の提供 可能時期	<input checked="" type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定( 月～ 月限定) <input type="checkbox"/> その他( )

総務省が定める地場産品基準  
への適合状況

右欄の1～12のうち当てはまるものをすべて選択してください。

(地場産品基準は平成31年4月1日付  
総務省告示第179号第5条より抜粋、一  
部能代市修正)

- ① 能代市内において生産されたものであること。
2. 能代市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3. 能代市内において返礼品等の製造、加工その他の工程を行うことにより価値の過半が生じているものであって、能代市内において製造等を行うことにより当該返礼品の価値の過半が生じている旨の証明が、様式第4号により、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているものであること。ただし、食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、秋田県内において生産されたものに限る。
4. 能代市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5. 能代市の広報の目的で製造等がされた本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当すること。
  - イ 形状、名称その他の特徴から能代市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
  - ロ 指定対象期間の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の9月30日までの間に、能代市が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績があるもの。
  - ハ 指定対象期間において、能代市が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画を定めているもの。
  - ニ 指定対象期間において、能代市が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの。
6. 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
7. 能代市内において提供される役務（サービス）そ

	<p>の他これに準ずるものであって、当該役務（サービス）の主要な部分が能代市に相当程度関連性のあるものであること。</p> <p>8. 能代市内に所在する宿泊施設であって、秋田県内においてのみ宿泊施設の運営にを行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、秋田県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。</p> <p>9. 能代市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 当該役務の調達に要する費用に額が一夜につき一人当たり 5 万円を超えないこと。</p> <p>ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 2 条第 1 項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する秋田県内の市町村より提供されるもの。</p> <p>10. 能代市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。</p> <p>11. 次のいずれかに該当する返礼品等であること。</p> <p>イ 能代市が近隣の他の市町村と共同でこれらの市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。</p> <p>ロ 秋田県が県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村内において前号各号のいずれかに該当するものを秋田県及び当該市町村の共通の返礼品等とするもの。</p> <p>ハ 秋田県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市町村を認定し、当該物品を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの。</p> <p>12. 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害</p>
--	--

	<p>を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。</p>
<p>上記の地場産品基準に該当する根拠を記載してください。</p> <p>記載例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能代市内で生産された米を提供する。</li> <li>・返礼品の原材料のうち、100%が能代市産の米を使用している。</li> <li>・返礼品の製造を一貫して能代市内の工場で行っている。</li> </ul>	

※総務省告示第 179 号第 5 条第 3 号に該当する場合、様式第 4 号を合わせて提出すること。